相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市弐分方町三〇七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市中和泉一丁目一七一二番地、最後の住所東京都狛江市中和泉一丁目一六番八号　被相続人　亡　山本　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地、最後の住所愛知県田原市大草町南清明二三番地六　被相続人　亡　高橋　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　三重県多気郡多気町三疋田四八九番地八　相続財産管理人　小野　匠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡錦江町馬場一九三番地イ号、最後の住所大阪市淀川区東三国三丁目九番一二一一〇一六号　被相続人　亡　川越　茂人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階　相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区佃二丁目二番、最後の住所大阪市西淀川区佃二丁目二番三―四〇一号　被相続人　亡　竹内　弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　大阪市北区豊崎三―二―一淀川五番館七階　相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区長吉出戸町七七四番地、最後の住所大阪市平野区長吉長原一丁目一〇番八号深津マンション一〇一号　被相続人　亡　深津　三朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市末広町一番、最後の住所大阪府茨木市真砂二丁目一六番一九号辻田ロイヤルビル五〇三号　被相続人　亡　小川　哲生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階　相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区檜尾五一八番地、最後の住所大阪府堺市南区原山台一丁二番三―九〇九号　被相続人　亡　北田シゲノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区可部町大字上町屋一七六七番地二二、最後の住所広島市安佐北区可部町大字上町屋一七六七番地二二　被相続人　亡　井元　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年3月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所ホーム株式会社　②国土交通大臣(8)3343　③代表取締役　加藤博文　④東京都港区赤坂二丁目14番27号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区丸の内三丁目2番3号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区赤坂二丁目14番27号　三菱地所ホーム株式会社　代表取締役　加藤博文

平成二十八年三月二十三日　事務所　広島市中区八丁堀一番二三―七一一号　相続財産管理人　司法書士　永井　幸治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市温泉津町温泉津口一九三番地甲一、最後の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘二丁目九番一五号　被相続人　亡　松浦　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　事務所　広島市中区西白島町一八番一号　相続財産管理人　弁護士　勝原　一郎

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年一月十五日付にて支払い終了となりましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年三月二十三日　東京都文京区後楽一丁目四番一四号　マリンクロットジャパン株式会社規約型確定給付企業年金　清算人　宮﨑　新